

健康福祉部と休日急病診療所が 5月に移転します

市では、健康福祉部(社会福祉課、高年福祉課、介護保険課、健康増進課の4課)の事務所を、5月から豊岡総合健康ゾーン内の健康福祉施設(立野町)に移転します。

この移転に伴い、福祉事務所、保健センター、訪問看護ステーションの業務も新しい事務所で行うこととなります。



新しい事務所での窓口業務は、5月6日(木)からとなります[4月30日(金)までの業務は、現在の豊岡健康福祉センターで行います。5月1日(土)~5日(水・祝)は、窓口は休みです]。

休日急病診療所も同じ場所に移転します。新しい施設での診療は、5月2日(日)からです。4月・5月の診療は下表のとおりです。

日程	診療日	場所
4月	4日(日)、11日(日)、18日(日)、25日(日)、29日(木・祝)	豊岡健康福祉センター (城南町23-6)
5月	2日(日)、3日(月・祝)、4日(火・休)、5日(水・祝)、9日(日)、16日(日)、23日(日)、30日(日)	豊岡総合健康ゾーン健康福祉施設 (立野町12-12)

《問合せ》

社会福祉課 ☎24-7033 FAX24-4516

高年福祉課 ☎29-0055 FAX29-3144

介護保険課 ☎24-2401 FAX29-3144

健康増進課 ☎24-1127 FAX24-9605

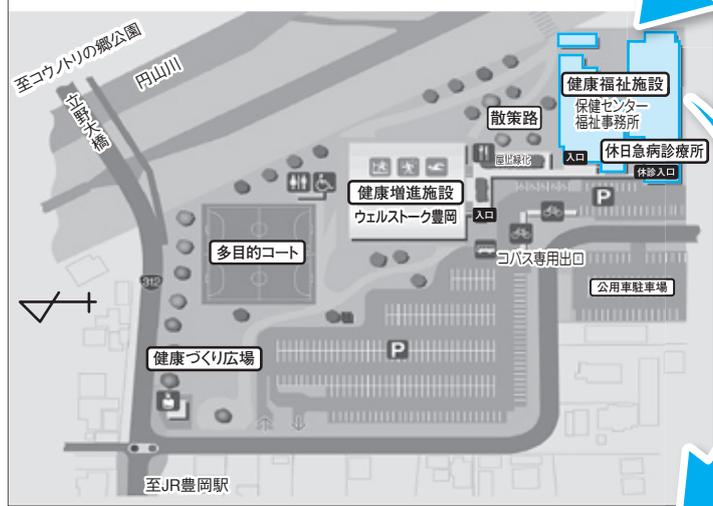
※休日急病診療所および保健センターに関することは健康増進課へ、訪問看護ステーションについては高年福祉課へ問い合わせください。

※以下の事務所は、引き続き豊岡健康福祉センターです。

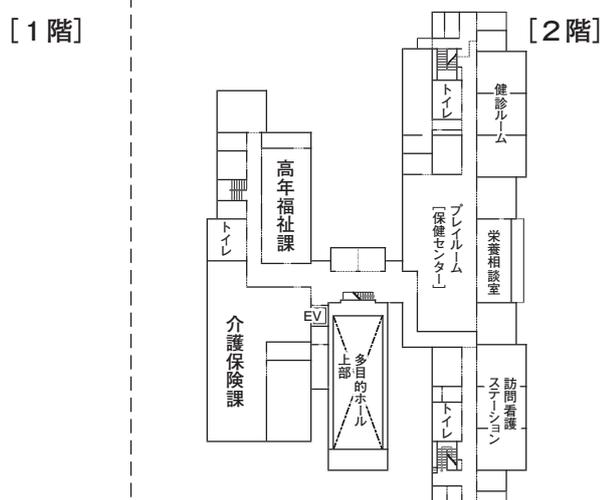
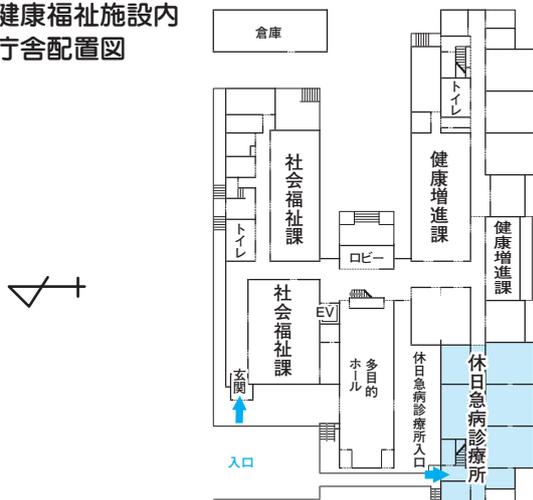
豊岡市社会福祉協議会豊岡地区センター、豊岡市医師会事務局、豊岡市身体障害者協会事務局、しいの実作業所



■総合健康ゾーン内案内図



■健康福祉施設内 庁舎配置図



4月1日から 子ども手当制度が創設されます (予定)

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、これまでの「児童手当」に代わり「子ども手当」を支給します。

子ども手当は、対象年齢が中学校修了前までの子どもにも拡大されるとともに、所得額に関係なく受給できます。

4月中に、受給対象者へ詳しいお知らせと申請書を郵送する予定です(詳細が決定次第、今後の市広報紙などでお知らせします)。

《問合せ》市民課市民係 ☎21-9015

▽対象 0歳～15歳(ただし、15歳は、到達後最初の3月31日までの方)

▽支給額 1人につき月額1万3千円(年齢・出生順位に関係なく支給)

▽支給月 それぞれの支給月の前月分までを6月・10月・2月の15日に振込み

※支払日が休日の場合は、前日の営業日

▽所得制限 なし

▽受給資格者 子どもを養育している父または母。共働きの場合、子どもの生計を維持している程度の高い方

▽申請方法 申請が必要な世帯には、4月中に申請書

を郵送し

ますので、

市民課ま

たは各総

合支所市

民生活課

に提出く

ださい。

※公務員は、勤務先で手続き

ください。父母のどちらか

が公務員の場合は、二重受

給にならないように必ず職

場で相談ください。

※児童手当の最終分(平

成22年2月・3月分)は、

6月15日に子ども手当と

一緒に振込みます。



4月1日から 「豊岡市水道お客さまセンター」の開設に伴い 問合せ先が変わります

上下水道料金の窓口受付から収納までの一連の業務を、4月1日から民間会社(株)ジェネッツ(本社:東京都)へ委託し、企業部内に「豊岡市水道お客さまセンター」を開設します。

これに伴い、水道・下水道に関する各種問合せ・連絡先が下表のとおりとなります。



《問合せ》企業総務課 ☎22-5377

こんなときには	問合せ・連絡先	業務時間
◆引越しなどに伴い、水道の使用を開始・中止したい(※) ◆水道の利用者・所有者を変更したい ◆水道料金・下水道使用料について聞きたい	水道お客さまセンター ☎ 22-5378 FAX 24-2985	8:30 ~17:15
◆水道・下水道の指定工事店について聞きたい⇒指定工事店名簿は、市ホームページに掲載 ◆ペットボトル「玄武の清水」を買いたい	企業総務課 ☎ 22-5377 FAX 24-2985	
◆道路での漏水を見つけた(宅地内の漏水は指定工事店へ連絡)	水道課 ☎ 22-5379 FAX 22-1803	土・日曜日、 祝日、12月 29日~1月 3日は休業
◆道路上のマンホールから下水があふれているのを見つけた(宅地内の下水の詰まりは指定工事店へ連絡)	下水道課 ☎ 22-1801 FAX 22-1803	

※市ホームページや、携帯電話(QRコード)からアクセス可能な、インターネット受付も開始します。

厚生労働省からのお願い 戸籍の各届書に職業と産業の 記入をお願いします

厚生労働省では、毎年、人口動態調査を実施しています。この調査は、皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届書から出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いしています。

また、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。



調査の結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用します。

届出をする方には、面倒をお掛けしますが、理解と協力をお願いします。

◇調査期間 4月1日～平成23年3月31日(1年間)

◇調査対象 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をする方

◇調査方法 各届出をする時に、職業と産業の種類を記入

※届出窓口に「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い(職業・産業例示表)」を備え付けています。

《問合せ》市民課市民係 ☎21-9015